

豊中市無料職業紹介事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき本市が実施する無料の職業紹介事業(以下「職業紹介事業」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職業紹介事業の実施場所)

第2条 職業紹介事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 無料職業紹介所・豊中
位置 豊中市北桜塚2-2-1（豊中市立生活情報センターくらしかん）
- (2) 名称 豊中しごと・くらしセンター
位置 豊中市庄内幸町4-29-1（豊中市立庄内コラボセンター）

(新規受付け)

第3条 前条各号に掲げる事業所において、新たに職業相談若しくは職業紹介を受けようとする者（以下「新規求職者」という。）又は次条第1項に規定する求人検索端末を利用しようとする者は、新規受付票（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、催しに参加する場合等くらし支援課長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の申込みがあったときは、利用者カード（様式第2号）を申込者に交付する。

(求人検索端末の利用)

第4条 第2条第2号に掲げる事業所に設置されている求人検索端末を利用しようとする者は、前条第2項の利用者カードを提示しなければならない。

2 求人検索端末を利用することができる時間は、第2条第2号に掲げる事業所の業務時間内において、1回当たり30分以内とする。

3 求人検索端末の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 求人検索端末及びこれに接続する機械器具を適切に使用し、破損し、又は損傷しないこと。
- (2) 求人検索端末及びこれに接続する機械器具が正常に作動しないときは、直ちに利用を停止し、係員の指示を受けること。
- (3) 求人票の印刷は、1日当たり5件以内とすること。
- (4) 求人検索端末の利用に関する係員の指示に従うこと。

4 市長は、利用者が第2項又は前項各号のいずれかに違反したときは、求人検索端末の利用を中止し、又は利用カードの登録を取り消すことができる。

(求職申込み)

第5条 新規求職者は、第3条第1項の新規受付票に加え、求職申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(職業紹介責任者の選任等)

第6条 市長は、職業紹介責任者を選任するものとする。

2 職業紹介責任者は、くらし支援課長の命を受け、次に掲げる事項を統括管理しなければ

ならない。

- (1) 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に関する助言、指導その他無料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- (2) 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること。
- (3) 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること。
- (4) 公共職業安定所その他の職業安定機関（以下「公共職業安定所等」という。）との連絡調整に関すること。

（取扱業務の範囲等）

第7条 求職者に紹介する求人の取扱職種は、すべての職種とし、取扱地域は日本国内とする。

（適正な事業運営）

第8条 職業紹介事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、求職者及び求人者の誠意に応えるよう市のあらゆる施策及び制度を活用し、労働力需給調整の円滑化に努めるものとする。

（求人及び求職の申込みの受理）

第9条 求人の申込みは、すべて受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が法第5条の3第2項の規定による明示をしないときその他法第5条の6に規定する場合は、この限りでない。

2 求職の申込みは、すべて受理するものとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、この限りでない。

（求人者の意思の確認）

第10条 職業紹介事業の従事者（以下「従事者」という。）は、求人に関する情報を公共職業安定所等から取得したときは、当該情報に係る求人者から本市への求人情報の提供の意思を確認しなければならない。

（求人情報の受理の際の確認等）

第11条 従事者は、第9条第1項の規定により求人の申込みを受理するときは、当該申込みが次に掲げる事項に該当しているか確認しなければならない。

- (1) 求人の申込みの内容が法令に違反していないこと。
- (2) 賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当でないこと。
- (3) 労働条件が明示されていること。
- (4) 明示された賃金、労働時間その他の労働条件が事実と異なっていないこと。
- (5) 求人に係る年齢要件について、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条の規定及び労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針（平成13年厚生労働省告示第295号）の規定に基づく取扱いがなされていること。
- (6) 求人内容、従事する仕事の内容等の表現が、明らかに雇用の分野における男女の均

等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の規定又は趣旨に反していないこと。

- 2 従事者は、求人者の申込みが前項各号に掲げる事項に該当していないと認めるときは、当該事項について是正するよう当該申込みに係る求人者に指導し、是正されたことを確認した上で当該申込みを受理しなければならない。

（雇用機会の均等待遇）

- 第12条 従事者は、法第3条及び男女雇用機会均等法第5条の規定に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について差別的な取扱いをしてはならない。

（労働条件等の明示）

- 第13条 従事者は、法第5条の3第1項及び第3項の規定に基づき、求職者に対し、業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

（求職者等の個人情報の取扱い）

- 第14条 求職者等の個人情報（法第5条の5第1項に規定する求職者等の個人情報をいう。以下同じ。）の収集は、同条の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）に基づき、当該求職者等の個人情報を適正に収集し、保管し、及び使用するものとする。
- 2 当該求職者等の個人情報を適正に収集し、保管し、及び使用するため、「個人情報適正管理要領」を別に定める。
 - 3 従事者は、前項の個人情報適正管理要領を遵守しなければならない。

（求職者の能力に適合する職業の紹介）

- 第15条 従事者は、職業紹介に当たって、法第5条の8の規定に基づき、求職者に対しては、その能力に適合する職業の紹介に努め、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

（労働争議への不介入）

- 第16条 従事者は、法第29条の8において準用する法第20条の規定に基づき、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）の行われている事業所に求職者を紹介してはならない。

（苦情処理）

- 第17条 職業紹介責任者は、職業紹介事業に関する苦情を受けときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。
- 2 職業紹介事業に関する苦情を適切に処理するため、「苦情処理要領」を別に定める。
 - 3 従事者は、前項の苦情処理要領を遵守しなければならない。

（職員の研修）

- 第18条 職業紹介責任者及び職業紹介担当者は、関係法令等の内容、求職者等の個人情報の適正管理に関しその知識の習得及び円滑な事業実施に必要な見識を保持するため、従事者に対し定期的に研修を実施しなければならない。

- 2 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回、厚生労働省が定める職業紹介責任者講習を受講するよう努めなければならない。
- 3 職業紹介責任者は、前項の職業紹介責任者講習を受講したときは、遅滞なく、その内容について、他の従事者に周知しなければならない。

(関係機関との連携)

第19条 市は、職業紹介事業を円滑かつ効果的に実施するため、大阪労働局、池田公共職業安定所、大阪府、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター等との連携に努めるものとする。

(委任)

第20条 前各条に定めるもののほか、この要綱に定める書類の様式その他職業紹介事業の運営に関し必要な事項は、市民協働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

1 第1条による改正後の豊中市無料職業紹介事業運営要綱の規定は、令和5年2月20日から実施する。

2 第2条による改正後の豊中市無料職業紹介事業運営要綱の規定は、令和5年4月1日から実施する。